

浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業 モニタリング基本計画(案) (平成28年8月5日改訂版) 新旧対照表

頁	章	節	細節	項目名	モニタリング基本計画(案) (改訂前)	モニタリング基本計画(案) (平成28年8月5日改訂版) (改訂後)																														
4	第2章	2.1	(2)	改築業務のモニタリング	<p>改築業務のモニタリングは、要求水準の確保を図るために各業務(計画策定、設計、工事)が適切に実施されているかの確認を行う。</p> <p>運営権者は、各業務着手前にモニタリング様式を作成し、モニタリング実施計画書として市に提出する。提出された様式に基づき、業務の履行を確認するとともに、表2-2に示した各提出書類を基にセルフモニタリング報告書を作成し、市に提出する。</p>	<p>改築業務のモニタリングは、要求水準の確保を図るために各業務(計画策定、設計、工事)が適切に実施されているかの確認を行う。</p> <p>運営権者は、各業務着手前にセルフモニタリング様式を作成し、モニタリング実施計画書として市に提出する。提出された様式に基づき、業務の履行を確認するとともに、表2-2に示した各提出書類を基にセルフモニタリング報告書を作成し、市に提出する。</p>																														
7	第2章	2.2.1	(4)	表2-4 任意事業のモニタリングに係る書類	<table border="1"> <thead> <tr> <th>提出書類</th> <th>頻度</th> <th>行為</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>任意事業提案概要書</td> <td>応募時、事業期間中は任意事業開始前</td> <td>確認</td> </tr> <tr> <td>月次業務報告書</td> <td>毎月</td> <td>確認</td> </tr> <tr> <td>任意事業終了届</td> <td>任意事業終了前(特定事業終了時は除く)</td> <td>確認</td> </tr> <tr> <td>任意事業終了報告書</td> <td>任意事業終了後</td> <td>確認</td> </tr> </tbody> </table>	提出書類	頻度	行為	任意事業提案概要書	応募時、事業期間中は任意事業開始前	確認	月次業務報告書	毎月	確認	任意事業終了届	任意事業終了前(特定事業終了時は除く)	確認	任意事業終了報告書	任意事業終了後	確認	<table border="1"> <thead> <tr> <th>提出書類</th> <th>頻度</th> <th>行為</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>任意事業提案概要書</td> <td>応募時、事業期間中は任意事業開始前</td> <td>承諾</td> </tr> <tr> <td>月次業務報告書</td> <td>毎月</td> <td>確認</td> </tr> <tr> <td>任意事業終了届</td> <td>任意事業終了前(特定事業終了時は除く)</td> <td>確認</td> </tr> <tr> <td>任意事業終了報告書</td> <td>任意事業終了後</td> <td>確認</td> </tr> </tbody> </table>	提出書類	頻度	行為	任意事業提案概要書	応募時、事業期間中は任意事業開始前	承諾	月次業務報告書	毎月	確認	任意事業終了届	任意事業終了前(特定事業終了時は除く)	確認	任意事業終了報告書	任意事業終了後	確認
提出書類	頻度	行為																																		
任意事業提案概要書	応募時、事業期間中は任意事業開始前	確認																																		
月次業務報告書	毎月	確認																																		
任意事業終了届	任意事業終了前(特定事業終了時は除く)	確認																																		
任意事業終了報告書	任意事業終了後	確認																																		
提出書類	頻度	行為																																		
任意事業提案概要書	応募時、事業期間中は任意事業開始前	承諾																																		
月次業務報告書	毎月	確認																																		
任意事業終了届	任意事業終了前(特定事業終了時は除く)	確認																																		
任意事業終了報告書	任意事業終了後	確認																																		
7	第2章	2.2.2		会議体による確認	<p>市と運営権者は、表2-5に示す会議体を設置する。市はこれらの会議体等の開催を通じて、業務の進捗状況及び要求水準の充足状況、財務状況、課題等を確認し、対応方針について運営権者と協議を行う。なお、市又は運営権者が必要と認める場合は、市と運営権者は、当該会議体によらず、随時、これを設けるものとする。</p> <p>運営権者は当該会議体のほか、浜松市議会や地元住民との協議会等において、市がモニタリングについての説明等を行う場合、市に必要な協力を行うものとする。</p>	<p>市と運営権者は、表2-5に示す会議体を設置する。市はこれらの会議体等の開催を通じて、業務の進捗状況及び要求水準の充足状況、財務状況、課題等を確認し、対応方針について運営権者と協議を行う。なお、市又は運営権者が必要と認める場合は、市と運営権者は、当該会議体によらず、随時、別途会議体を設けるものとする。</p> <p>運営権者は当該会議体のほか、浜松市議会や地元住民との協議会等において、市がモニタリングについての説明等を行う場合、市に必要な協力を行うものとする。</p>																														
9	第2章	2.3		表2-6 モニタリングの手順	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時点</th> <th>運営権者</th> <th>市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施契約締結後～事業開始前</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 運営体制に関するもの 定款写し、株主名簿写し、履歴事項全部証明書、業務執行体制、業務従事者名簿、有資格者名簿及び資格証明書類写し 事業計画に関するもの 全体事業計画書、短期事業計画書(当初5年間分)、単年度事業計画書(初年度分)、事業継続計画書(BCP)、モニタリング実施計画書、セルフモニタリング実施計画書、広報活動実施計画書(※事前に計画がある場合。事業開始後に随時提出も可能。) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 提案された事業計画を着実に実行できる体制が整っているかを確認する。 提案内容が確実に反映された事業計画か、提案にない計画が盛り込まれていないか確認する。 運営権者のBCPが市のBCPと整合を持つものか、緊急事態を見据えた事前対策、復旧・継続のための実施計画、緊急事態に備えた組織体制、人員の訓練を含むものとなっているかを確認する。 セルフモニタリング実施計画書について、「1.2モニタリング実施計画」の項に記載の5項目を含むものとなっているか等を確認し、確定する。 広報活動実施計画書について、内容を確認し承諾する。 </td> </tr> </tbody> </table>	時点	運営権者	市	実施契約締結後～事業開始前	<ul style="list-style-type: none"> 運営体制に関するもの 定款写し、株主名簿写し、履歴事項全部証明書、業務執行体制、業務従事者名簿、有資格者名簿及び資格証明書類写し 事業計画に関するもの 全体事業計画書、短期事業計画書(当初5年間分)、単年度事業計画書(初年度分)、事業継続計画書(BCP)、モニタリング実施計画書、セルフモニタリング実施計画書、広報活動実施計画書(※事前に計画がある場合。事業開始後に随時提出も可能。) 	<ul style="list-style-type: none"> 提案された事業計画を着実に実行できる体制が整っているかを確認する。 提案内容が確実に反映された事業計画か、提案にない計画が盛り込まれていないか確認する。 運営権者のBCPが市のBCPと整合を持つものか、緊急事態を見据えた事前対策、復旧・継続のための実施計画、緊急事態に備えた組織体制、人員の訓練を含むものとなっているかを確認する。 セルフモニタリング実施計画書について、「1.2モニタリング実施計画」の項に記載の5項目を含むものとなっているか等を確認し、確定する。 広報活動実施計画書について、内容を確認し承諾する。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時点</th> <th>運営権者</th> <th>市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施契約締結後～事業開始前</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 運営体制に関するもの 定款写し、株主名簿写し、履歴事項全部証明書、業務執行体制、業務従事者名簿、有資格者名簿及び資格証明書類写し 事業計画に関するもの 全体事業計画書、短期事業計画書(当初5年間分)、単年度事業計画書(初年度分)、事業継続計画書(BCP)、モニタリング実施計画書、セルフモニタリング実施計画書、セルフモニタリング実施計画書、広報活動実施計画書(※事前に計画がある場合。事業開始後に随時提出も可能。) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 提案された事業計画を着実に実行できる体制が整っているかを確認する。 提案内容が確実に反映された事業計画か、提案にない計画が盛り込まれていないか確認する。 運営権者のBCPが市のBCPと整合を持つものか、緊急事態を見据えた事前対策、復旧・継続のための実施計画、緊急事態に備えた組織体制、人員の訓練を含むものとなっているかを確認する。 運営権者との協議を踏まえ、<u>モニタリング実施計画書を作成する。</u> セルフモニタリング実施計画書について、「1.2モニタリング実施計画」の項に記載の5項目を含むものとなっているか等を確認し、確定する。 広報活動実施計画書について、内容を確認し承諾する。 </td> </tr> </tbody> </table>	時点	運営権者	市	実施契約締結後～事業開始前	<ul style="list-style-type: none"> 運営体制に関するもの 定款写し、株主名簿写し、履歴事項全部証明書、業務執行体制、業務従事者名簿、有資格者名簿及び資格証明書類写し 事業計画に関するもの 全体事業計画書、短期事業計画書(当初5年間分)、単年度事業計画書(初年度分)、事業継続計画書(BCP)、モニタリング実施計画書、セルフモニタリング実施計画書、セルフモニタリング実施計画書、広報活動実施計画書(※事前に計画がある場合。事業開始後に随時提出も可能。) 	<ul style="list-style-type: none"> 提案された事業計画を着実に実行できる体制が整っているかを確認する。 提案内容が確実に反映された事業計画か、提案にない計画が盛り込まれていないか確認する。 運営権者のBCPが市のBCPと整合を持つものか、緊急事態を見据えた事前対策、復旧・継続のための実施計画、緊急事態に備えた組織体制、人員の訓練を含むものとなっているかを確認する。 運営権者との協議を踏まえ、<u>モニタリング実施計画書を作成する。</u> セルフモニタリング実施計画書について、「1.2モニタリング実施計画」の項に記載の5項目を含むものとなっているか等を確認し、確定する。 広報活動実施計画書について、内容を確認し承諾する。 																		
時点	運営権者	市																																		
実施契約締結後～事業開始前	<ul style="list-style-type: none"> 運営体制に関するもの 定款写し、株主名簿写し、履歴事項全部証明書、業務執行体制、業務従事者名簿、有資格者名簿及び資格証明書類写し 事業計画に関するもの 全体事業計画書、短期事業計画書(当初5年間分)、単年度事業計画書(初年度分)、事業継続計画書(BCP)、モニタリング実施計画書、セルフモニタリング実施計画書、広報活動実施計画書(※事前に計画がある場合。事業開始後に随時提出も可能。) 	<ul style="list-style-type: none"> 提案された事業計画を着実に実行できる体制が整っているかを確認する。 提案内容が確実に反映された事業計画か、提案にない計画が盛り込まれていないか確認する。 運営権者のBCPが市のBCPと整合を持つものか、緊急事態を見据えた事前対策、復旧・継続のための実施計画、緊急事態に備えた組織体制、人員の訓練を含むものとなっているかを確認する。 セルフモニタリング実施計画書について、「1.2モニタリング実施計画」の項に記載の5項目を含むものとなっているか等を確認し、確定する。 広報活動実施計画書について、内容を確認し承諾する。 																																		
時点	運営権者	市																																		
実施契約締結後～事業開始前	<ul style="list-style-type: none"> 運営体制に関するもの 定款写し、株主名簿写し、履歴事項全部証明書、業務執行体制、業務従事者名簿、有資格者名簿及び資格証明書類写し 事業計画に関するもの 全体事業計画書、短期事業計画書(当初5年間分)、単年度事業計画書(初年度分)、事業継続計画書(BCP)、モニタリング実施計画書、セルフモニタリング実施計画書、セルフモニタリング実施計画書、広報活動実施計画書(※事前に計画がある場合。事業開始後に随時提出も可能。) 	<ul style="list-style-type: none"> 提案された事業計画を着実に実行できる体制が整っているかを確認する。 提案内容が確実に反映された事業計画か、提案にない計画が盛り込まれていないか確認する。 運営権者のBCPが市のBCPと整合を持つものか、緊急事態を見据えた事前対策、復旧・継続のための実施計画、緊急事態に備えた組織体制、人員の訓練を含むものとなっているかを確認する。 運営権者との協議を踏まえ、<u>モニタリング実施計画書を作成する。</u> セルフモニタリング実施計画書について、「1.2モニタリング実施計画」の項に記載の5項目を含むものとなっているか等を確認し、確定する。 広報活動実施計画書について、内容を確認し承諾する。 																																		

浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業 モニタリング基本計画(案) (平成28年8月5日改訂版) 新旧対照表

頁	章	節	細節	項目名	モニタリング基本計画(案) (改訂前)	モニタリング基本計画(案) (平成28年8月5日改訂版) (改訂後)
10	第2章	2.3		表 2-6 モニタリングの手順	<ul style="list-style-type: none"> 改築業務に関するもの(着手前)着手届(計画策定)、業務計画書(計画策定)、工事計画書(※改築実施協定締結後)、着手届(設計)、業務計画書(設計)、セルフモニタリング様式(工事)、着手届(工事)、変更実施工程表、変更承諾図書、施工計画書(※現場施工着手前)、施工体制台帳・施工体系図(※現場施工着手前)、工場検査報告書(※危機搬入前)、試運転・性能試験計画書 内容が事業計画に基づいたものであるか、確認する。 必要があれば現地において計画の妥当性、着手の確実性等を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 改築業務に関するもの(着手前)着手届(計画策定)、業務計画書(計画策定)、工事計画書(※改築実施協定締結後)、着手届(設計)、業務計画書(設計)、セルフモニタリング様式(工事)、着手届(工事)、変更実施工程表、変更承諾図書、施工計画書(※現場施工着手前)、施工体制台帳・施工体系図(※現場施工着手前)、工場検査報告書(※機器搬入前)、試運転・性能試験計画書 内容が事業計画に基づいたものであるか、確認する。 必要があれば現地において計画の妥当性、着手の確実性等を確認する。
12	第3章	3.1.3	(1)	是正未達による解除	3.1.2の措置にも関わらず、是正が行われていると認められない場合、市は、運営権者に期日を通告して、実施契約を解除することができる。	3.1.2の措置にも関わらず、是正が行われていると認められない場合、 <u>実施契約書(案)第72条第1項第9号に基づき</u> 、市は、運営権者に催告することなく実施契約を解除することができる。
12	第3章	3.1.3	(2)	故意による市への信用失墜行為による解除	上記に関わらず、故意による市への信用失墜行為として、市の管理責任を厳しく問われるような重大な虚偽報告(例:水質検査結果の虚偽報告)や、本事業の運営に重大な影響を与える法令違反等(例:廃棄物の不法投棄)が認められた場合、市は運営権者に催告することなく実施契約を解除することができる。	上記に関わらず、故意による市への信用失墜行為として、市の管理責任を厳しく問われるような重大な虚偽報告(例:水質検査結果の虚偽報告)や、本事業の運営に重大な影響を与える法令違反等(例:廃棄物の不法投棄)が認められた場合、 <u>実施契約書(案)第72条第1項に基づき</u> 、市は運営権者に催告することなく実施契約を解除することができる。
14	第3章	3.2		表 3-1 市の是正レベルの認定基準	<p>レベル3</p> <p>実施契約に反する行為で故意又は過失による市への信用失墜行為(3.1.3(2)に該当するものを除く)、不法行為、施設の運転停止、その他影響が第三者又は処理場外に及ぶもの(事象例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 苦情の放置 法定点検の未実施 大規模な事故・火災・労働災害(死亡事故)の発生 運転管理の過失による事故の発生(影響が処理場外に及ぶもの) 	<p>レベル3</p> <p>実施契約に反する行為で故意又は過失による市への信用失墜行為(3.1.3(2)に該当するものを除く)、不法行為、施設の運転停止、その他影響が第三者又は処理場外に及ぶもの(事象例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 苦情の放置 法定点検の未実施 大規模な事故・火災・労働災害(死亡事故)の発生 運転管理の過失による事故の発生(影響が<u>処理場外</u>に及ぶもの)

※本新旧対照表と、モニタリング基本計画(案)及びモニタリング基本計画(案)(平成28年8月5日改訂版)に相違があった場合は、モニタリング基本計画(案)及びモニタリング基本計画(案)(平成28年8月5日改訂版)に表す内容を正しいものとする。